[在宅強化型]

# 入所 利用料金表 【第2段階】 介護老人保健施設クレオ

2025年7月1日改正

# 【一般棟】

◆介護保険の負担額(1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示)

※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり(単位)			30日あたり(単位)				
	施 設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	協力医療 機関連携 加 算	科学的 介護推進 体制加算	介護職員 等 処遇 処遇 か 第	30日あたり 合計額(円) <b>④</b>	
要介護1	788					1,876	27,612	
要介護2	863					2,045	30,097	
要介護3	928	18	24	50	60	2,191	32,249	
要介護4	985					2,319	34,137	
要介護5	1,040					2,443	35,959	

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

### ◆介護保険対象外(円)

		30日あたり						
居室タイプ	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	合計額(円)(B)		
A室(31室)	1,500					86,370		
B室 (6室)	1,700					92,370		
C室 (5室)	2,100	550	390	150	289	104,370		
D室 (7室)	2,300					110,370		
E室 (1室)	2,700					122,370		

#### ■30日あたり一般棟合計金額(A)+(B) (円)

	A室	B室	C室	D室	E室	
要介護1	113,982	119,982	131,982	137,982	149,982	
要介護2	116,467	122,467	134,467	140,467	152,467	
要介護3	118,619	124,619	136,619	142,619	154,619	
要介護4	120,507	126,507	138,507	144,507	156,507	
要介護5	122,329	128,329	140,329	146,329	158,329	

## 【認知棟】

◆介護保険の負担額(1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示)

※「1単位=10.27円」として算出。

	1日あたり(単位)				30日あたり(単位)			
	施 設 サービス 費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	認知症 ケア加算	協力医療機関連携加 算	科学的 介護 推進体制 加 算	介護職員 等 処遇改善 加 算※	30日あたり 合計額(円)®
要介護1	788	18		24 76	76 50	50 60	2,047	30,129
要介護2	863						2,216	32,614
要介護3	928		18 24				2,362	34,766
要介護4	985						2,490	36,654
要介護5	1,040						2,614	38,476

## ※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

## ◆介護保険対象外(円)

77122711771 01077								
	30日あたり							
居住費 食 費 教養娯楽費		教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	合計額(円)®				
550	390	150	289	41,370				

#### ■30日あたり

認知棟合計金額(@+®)(円)

要介護1	71,499
要介護2	73,984
要介護3	76,136
要介護4	78,024
要介護5	79,846

- ◆サービス提供体制強化加算(II):介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算:夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆協力医療機関連携加算:相談、診療及び緊急時の入院受入体制を確保する協力医療機関と定期的に情報共有している場合に算定。
- ◆科学的介護推進体制加算(II):入所者の心身や疾病・服薬等の情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合に算定。
- ◆介護職員等処遇改善加算:利用総単位数の7.5%に相当する単位を加算。
- ◆認知症ケア加算:日常生活に支障を来す恐れのある症状や行動が認められる認知症入所者に対しサービス提供を行う場合に算定

※「在宅強化型」の基準に満たない月は「加算型」の算定に変更となります。

## その他、主な加算料金 (該当時に加算されます)

		他、工体加昇科並 (政力団に加昇で11な9)	<u> </u>
	加算項目	加算要件	金額
	外泊時負担金	居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定(初日・最終日を除く)	372円/日
	初期加算(I)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟に入院後30日以内に退院した場合、入所した日から起算 して30日間を限度として算定。(平時からの当該医療機関との情報共有等の条件あり)	62円/日
	初期加算(Ⅱ)	入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円/日
	短期集中リハビリテー ション実施加算(I)	短期集中リハビリテーション実施加算(II)に加え、入所時および月1回以上ADL等の評価を実施し、その結果を厚生労働省に提出し必要に応じリハビリテーション計画を見直している場合	265円/日
	短期集中リハビリテー ション実施加算(II)	入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合	206円/日
	認知症短期集中リハビ リテーション実施加算 (I)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)に加え、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し実施した場合	247円/日
	認知症短期集中リハビ リテーション実施加算 (Ⅱ)	生活機能の改善が見込まれると判断された認知症を有する入所者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施する場合 (入所日から3か月以内、週3日を限度に算定)	124円/日
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円/食
	経口移行加算	経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円/日
	経口維持加算(I)	摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円/月
	経□維持加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円/月
	再入所時栄養連携加算	入院後の再入所にあたり、厚生労働大臣が定める特別食や嚥下調整食等の提供が必要と医師が認めた者に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養管理の調整をした場合	206円/回
	退所時栄養情報連携加 算	特別食を必要とする入所者または低栄養の入所者に対し、管理栄養士が退所後の主治医や退所先 医療機関等に対し、入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合	72円/回
介護	排せつ支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円/月
保険	排せつ支援加算(Ⅱ)	(I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円/月
該当分	排せつ支援加算(皿)	(I)に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円/月
•	褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、 リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円/月
1 割 負	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(I)に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円/月
担額を表	リハビリテーションマ ネジメント計画書情報 加算(II)	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、 継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円/月
表示◆	所定疾患施設療養費 (I)	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪と診断された際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合(1ヵ月に7日間を限度に算定)	246円/日
	所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	(I)に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合(1ヵ月に10日間を限度に算定)	493円/日
	高齢者施設等感染対策 向上加算(I)	協力医療機関との間で、新興感染症その他一般的な感染症発生時の対応を取り決め、感染症発生時に連携し適切に対応するとともに、医療機関が開催する院内感染対策に関する研修に年1回以上参加している場合	11円/月
	高齢者施設等感染対策 向上加算(II)	感染対策向上加算算定の届け出を行っている医療機関から、3年に1回以上、感染発生時の感染 制御等に係る実施指導を受けている場合	6円/月
	生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の限を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている等、所定の要件を満たで(I):103円/月 (II):11円/月	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	入所時に6種類以上の内服薬を処方されていた入所者に対し、高齢者の薬物療法に関する研修を受は薬剤師が入所中に服薬調整を行い、退所時にかかりつけ医への情報提供をした場合(退所時に1(I)イ:144円/回(入所時に入所前のかかりつけ医との合意のもと調整した場合)(I)ロ:72円/回(上記以外の場合)(I)ロ:247円/回(Iに加え服薬情報等を定期的に厚生労働省へ提出し、当該情報の活用をし(II):103円/回(Iに加え入所時の処方内容から内服薬が1種類以上減少した場合)	回算定)
	入所前後訪問指導加算	入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算(I):463円/回 *入所前後訪問指導加算(I):493円/回	
	入退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サーとおこなった場合(Iは入所予定日前後30日の期間にも連携をとった場合) *入退所前連携加算(I):617円/回 *入退所前連携加算(II):411円/回	ごス等の調整を
	退所時等支援等加算	*退所時情報提供加算(I):514円/回(居宅への退所者) (I):257円/回(医療機関への) (退所時に退所後の主治医に対し、診療情報や心身の状況、生活歴等についての情報を提供した *訪問看護指示加算:309円/回	
	※上記の加算には、所知	E単位数に別途 「介護職員等処遇改善加算(7.5%)」が加算されます。	

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金(居住費・室料など)が発生します。

希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等

実 費